

横浜市インナーハーバー検討委員会設置要綱

制 定 平成21年6月26日 局長決裁

最近改正 平成21年12月7日 局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市インナーハーバー検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 都心臨海部・インナーハーバーについて、開港150周年を契機に次の50年(2059年)を見据えた理想の姿を検討し、「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」(以下「構想」という)の長期的なビジョンとしてとりまとめることを目的として、委員会を設置する。

(検討事項)

第3条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

(1)インナーハーバーエリアにおける将来都市像に関すること。

(検討事項例)

- ・ 交通
- ・ 環境
- ・ ライフスタイル
- ・ 産業
- ・ 文化交流
- ・ 教育機関

(2)その他インナーハーバーエリアのまちづくりの推進全般に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、有識者及び学識経験者等のうちから充てることとし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。
- 3 委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(調整部会)

第7条 委員会に、調整部会(以下、「部会」とする)を設置する。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会は、必要に応じ、部会長が召集する。
- 5 部会では、次に定める事項について審議する。
 - (1) インナーハーバーエリアにおける将来都市像について、委員会提言のとりまとめに関する事項
 - (2) その他委員長が必要と認める事項
- 6 調整部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。
- 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(委員の責務)

第8条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報についてはこの限りでない。

(委員会の公開、非公開)

第9条 委員会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月市市情第44号)により、会議の公開、非公開を決定する。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、事務局を都市整備局都市デザイン室に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行後最初の委員会の会議の招集は、市長が行う。

附 則

この要綱は、平成21年12月7日から施行する。